

## 知事許可漁業の審査基準について

- 1 富山県漁業調整規則（以下、「規則」とする。）第9条において、以下のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可をしてはならないと規定しています。
  - (1) 申請者が規則第10条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
  - (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
  
- 2 規則第10条第1項に規定する適格性は以下の通りです。
  - (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
  - (2) 暴力団員等であること。
  - (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人(※1)のうち前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
  - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
  - (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

※1 申請者の使用人であり、操船又は漁労を指揮監督する者。

## 標準処理期間について

提出から許可まで 30日程度を要します。

申請書類は富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、市町を経由して知事に提出することとされているため、期間には余裕をみて申請をお願いいたします。